

資格特待生制度について

本制度は、群馬医療福祉大学短期大学部医療事務・秘書コース独自の奨学金制度であり、資格取得に意欲のある者に対して、資格特待生として特別な待遇を与えることにより、有為な人材の育成に資することを目的としています。

対象となる資格は  [こちら](#) (クリックすると詳細が表示されます)

申請には、 [資格特待生制度申請書](#)と、取得資格等の合格証書等証明書類(コピー)の提出が必要になります。資格特待生制度申請書は、出願書類に同封して申請してください。

また、この制度は平成 29 年 3 月 31 日まで申請可能です。すでに合格が決定している、または合格後さらに上級の資格を取得した場合には、 [資格特待生制度申請書\(追加\)](#)を提出してください。ただし、資格が異なる種類でも免除額が同じものに関しては、申請書(追加)の提出は必要ありません。

例：出願時に秘書技能検定 2 級の資格特待生制度申請をしており、本学合格後、実用英語技能検定準 2 級を取得した場合。

→どちらも C 特待(初年度授業料 1/4 免除)に該当しており、免除額が同額のため、申請書(追加)の提出は必要ありません。

(注意事項)

- ・複数の入学試験を受験する場合は、入学試験ごとに申請してください。
- ・取得資格が複数該当する場合は、免除額の多いものを採用とします。
- ・スカラシップ入学試験(特待生入学試験)の特待生制度との併用はできません。

〈お問い合わせ先〉
群馬医療福祉大学短期大学部
アドミッションセンター
TEL 027-253-0294